

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
1	森づくり推進課	方法書 P86	地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行い、必要に応じて届出書を提出します。	
2	木材増産推進課		計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行い、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行います。	
3	治山林道課	方法書 P12、P15、P74、P75、P128、P129、P193、P211、P289、P298	原文P128に森林法の記述がありますが、当該法令の最終改正は平成30年6月1日号外法律第35号です。	ご意見を踏まえ、準備書において記載を修正します。	資料6-1
		要約書 P12、P18、P22	原文P289、P290における事業実施想定区域の検討にあたっては、保安林の指定地を配慮して設定してください。 保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。 また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行い、保安林内作業許可又は保安林解除、開発行為に係る手続きを行います。	
4	新エネルギー推進課	方法書全般について	調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、わかりやすく説明し、理解を得られるように努めてください。	ご意見を踏まえ、地域住民の方が分かりやすくなるよう、準備書を取りまとめるとともに、準備書の説明会においても、わかりやすい説明に努めます。	-
		方法書 p.2 10行目	【原文:高知県では、平成28年に「高知県新エネルギービジョン(平成28年度～平成32年度)」が策定され、】 誤:策定 正:改定	ご意見を踏まえ、準備書において記載を修正します。	資料6-2
		方法書 p.13 30行目～ p.239 表6.3-5(2)	風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してください。また、それらを考慮した風車の配置とすることを、検討してください。	ご意見を参考に、風車の稼働に伴う騒音については、最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月)に基づき評価を行う予定です。また、評価結果を考慮し、必要に応じて、風車の配置を再検討を行います。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(平成28年11月)によると、超低周波に関しては、風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、他の環境騒音(交通騒音等)と比べて特に大きいわけではなく、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係については、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、現段階において、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。	-

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
5	環境対策課	<p>方法書 P112 イ.a. 【原文:…南国市及び香美市は「騒音規制法」の区域の指定がされているが、いずれも区域の指定は都市計画法の用途地域にあてはめており…】市域の規制地域に関する出典の記載がありません。また、南国市及び香美市が区域の指定において都市計画法の用途地域にあてはめていることについてはどこで確認をされたのでしょうか。</p> <p>方法書 P112 イ.a. 【原文:…その周囲において、類型指定はされていない。】「類型」ではなく「区域」かと思われます。</p> <p>方法書 P112 表3.2-34 【原文:騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定市町】芸西村がありますが、「指定市町」という表記でよいのでしょうか。振動規制法に係る規制地域に関する出典の記載がありません。芸西村には振動を規制する地域はありません。</p> <p>方法書 P113 表3.2-35 【原文:特定工場等において発生する騒音に規制基準】市域の規制基準に関する出典の記載がありません。</p> <p>方法書 P115 ウ. 【原文:なお、対象事業実施区域及びその周囲では、振動に係る規制地域の指定はない。】規制地域に関する出典の記載がありません。</p> <p>方法書 P115 表3.2-41 【原文:特定工場等において発生する振動の規制基準】出典と表の内容に相違があります。</p> <p>方法書 P117 表3.2-48(1) 【原文:悪臭防止法に基づく規制基準(第1号規制)】市域の規制基準に関する出典の記載がありません。</p>	<p>ご意見を踏まえ、準備書において別添資料のとおり記載を修正します。</p> <p>なお、騒音の南国市及び香美市の区域の指定については、条文により解釈した内容を記載しましたが、不確実な情報でしたので、文献で記載されている明確な情報を再整理しました。</p>	資料6-3	
6	環境共生課	<p>(1)高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとってください。</p> <p>(2)事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物(絶滅危惧種)が生息・生育している可能性があり、工事の実施等によって、希少野生動植物の生息環境への一次的な影響が生じる可能性があるため、本事業による希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷等の影響について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。(高知県希少野生動植物保護条例第5条)</p> <p>※要約書P18の自然公園などの指定状況 事業実施想定区域の周辺には、「白髪山県立自然公園」が存在しています。帰全山公園が白髪山県立自然公園の普通地域に該当します。</p>	<p>承知致しました。高知県の県指定希少野生動植物に指定されている動植物が確認された場合は、環境共生課と協議し、適切な保全措置を講じます。</p> <p>準備書の手続きにおいて、現地調査により希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷等の影響について把握することに努めます。希少野生動植物の生息・生育等が確認された場合、それらに与える影響を回避する、又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)する等の保全措置をとり、希少野生動植物の保護に努めます。白髪山県立自然公園の普通地域に該当する帰全山公園では、人と自然との触れ合いの活動の場として、調査対象にしており、関係機関へのヒアリング等により利用実態を把握していきます。</p>		
7	用地対策課	<p>要約書 P2</p> <p>1. 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。</p> <p>(取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2. 高知県土地基本条例の手続き 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</p>	<p>1.今後、適切に対応を進めます。</p> <p>2.今後、適切に対応を進めます。</p>		

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
8	防災砂防課	方法書P128 3-122	対象事業実施区域となる香美市内、本山町内の大型資材搬入路について、「地すべり防止法」で規定する「地すべり防止区域」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」で規定する「急傾斜地崩壊危険区域」があります。  また、土砂災害警戒区域について、指定がない場合でも今後指定される可能性があります。高知県防災砂防課のホームページで、基礎調査の結果を公表していますので、確認をお願いします。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	
9	文化財課	方法書 P282-P283	「生息地への影響やバードストライクの回避又は低減に努めます」とありますが、具体的にどのような方法で、回避又は低減をしようとお考えでしょうか。	準備書の手続きにおいて、現地調査により動植物の生息・生育状況を把握し、影響予測に基づき、専門家の意見等を踏まえながら具体的な保全措置を検討致します。なお、具体的な保全措置は、影響予測結果によりますが、改変面積の縮小、風車設置位置の変更等を想定しております。	
10	鳥獣対策課	要約書 P28	高知県の捕獲許可では、かすみ網は禁止猟具となっているため、調査手法でどうしてもかすみ網を使用しなければならない場合、環境省の許可を取る必要がある。	やむを得ずカスミ網の使用が必要な場合は、環境省への捕獲許可申請を含め、適正に手続きを行います。	
		要約書 P49、P83のかすみ網の記載についても同じ	上段に同じ	上段に同じ	
11	工業振興課		方法書に対する意見等は特にありません。 その他計画に関する意見等は以下のとおりです。  ◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)  1. 特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けます。 ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。  2. 事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。	現段階で、ご指摘の岩石の採取については、想定をしておりますませんが、留意します。	
				鉱業権の指定状況について、四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課に確認した結果、対象事業実施区域(搬入路)の一部で設定されている可能性があることから、鉱区図を取得し計画への影響を確認し、必要に応じ鉱業権者と調整します。	
12	農業基盤課	要約書 P2、P16	方法書については意見はありません。 ただし、本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	
13	漁業管理課	方法書 P93 P168	1. 水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	
		要約書 P14、P51	2. 開発予定区域付近については、嶺北漁協及び鏡川漁協が第五種共同漁業権を有しておりますので、当該漁業協同組合に事前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。  根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。	

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解	別添資料
14	南国市		本市といたしましては、生活環境の保全上支障を生ずることのないよう、また市民からの苦情等がないよう努めてください。	ご意見を踏まえ、本環境影響評価手続きにおける準備書の作成を通して、生活環境の保全上支障を生ずることのないよう、また苦情等がないよう努めるとともに、万が一、市民の皆様から苦情等がある場合は、事業者として真摯に対応いたします。また、今後、準備書手続きの住民説明会において、事業の内容、環境の影響について、丁寧な説明に努めます。	
15	香美市		地域住民の要望には、十分な対応と対策を行い、地域住民合意の上で事業計画を進めること。	ご意見を踏まえ、地域住民の要望に応えるよう対応と対策を行い、事業計画を進めていきます。また、地域住民との合意形成を図るため、準備書以降の住民説明会においても丁寧な説明に努めます。	
16	本山町		環境影響評価方法書についての意見の中で、牧場の水源(水量)についてより深い考慮について意見がなされており、今後の配慮についてご検討いただきたい。	ご意見をいただきました水量に関するご不安等につきましては、真摯に受け止め、今後の事業計画の検討を進める必要があると認識しています。環境影響評価においては、「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成31年3月、経済産業省)に基づき、その項目等を検討しました。風力発電事業は大規模に面的な開発を行う事業ではないため、事業により改変される面積は、面開発事業に比べると小さく、下流の水源地への影響は大きくないと考えていますが、尾根部での造成に伴う水の濁りについては、今後の方法書以降の現地調査において、水量、水質の現況を把握し、その結果を踏まえて、環境保全措置を検討したいと考えています。また、これらの結果については、準備書段階でご説明させていただくとともに、今後も住民の皆様のご意見を伺う機会を設けながら、皆様のご意見も反映しながら、また、事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。さらに、水道以外で、沢水の使用に関する情報を収集し、影響がない、又は、できる限り影響を低減できる計画としていきたいと考えています。なお、ご意見をいただいた牧場の方の懸念が解消されるよう、個別に協議を行ってまいります。	